

やまがたフルーツ関係人口・交流人口創出推進事業助成金 募集要項

1 目的

県産フルーツや県内の果樹園地を活用した民間事業者の取組みを推進することにより、本県への関係人口・交流人口の創出に寄与することを目的とする。

2 助成金

(1) 名称 やまがたフルーツ関係人口・交流人口創出推進事業助成金

(2) 対象事業

区分	内容	例
①果樹園活用事業	県内の果樹園を活用した産地ならではの体験を目指すもの	果樹園を活用したウェディングプラン など
②県外消費者連携事業	県外の消費者をターゲットに県産フルーツの魅力伝える取組を実施するもの。	首都圏と産地をつないだ体験プログラム など

(3) 対象経費

費目	内容
謝金	事業の協力者や専門家等への謝礼
旅費	自社のスタッフ、外部の協力者や専門家等の旅費
需用費	パンフレット等の印刷費、燃料代、消耗品等
広告費	WEB、SNS、雑誌等の広告や宣伝等
役務費	手数料、サービス料、配送料等
委託料	事業の一部を外部に委託する経費
使用料	会場、車両の借上料等
負担金	事業の実施に必要な負担金

(4) 対象外経費

- ・ イベント等の来場者に対する飲食費（広告や撮影の為に用意するものは可）
- ・ 商品券・金券・クーポン等の購入に関する経費
- ・ 本件の内容について、他の助成金や助成金の支援を受けているもの

(5) 事業期間 令和8年1月30日までに、助成金の実績報告を完了できるもの。

(6) 助成率 10/10（千円未満切捨て）

(7) 上限額 1件当たり 600,000円

(8) 採択数 5件程度

(9) 条件

- ・ 本助成事業は1年限りの取組みとなります。
- ・ 新たに実施する取組みや、新たに発生する経費に対して助成します。既に例年実施しているものに財源として充当するものではありません。

2 応募資格等

(1) 応募資格

次のいずれの条件も満たす民間事業者とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていない者
- ⑥ 宗教や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- ⑦ 次のいずれにも該当しない者（令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）

ア 役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

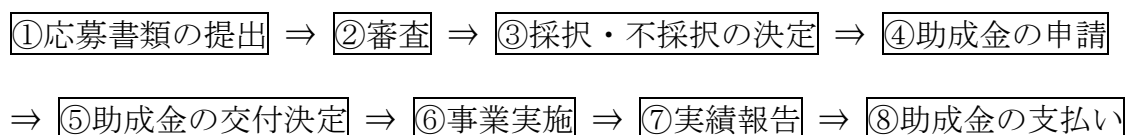
(2) 欠格事項

提出された応募書類が次のいずれに該当する場合は、失格とします。

- ① 審査の過程において、応募資格を見たさないことが明らかな場合。
- ② 提出書類に虚偽があった場合。
- ③ 提出書類受付期限までに所定の書類がそろわなかった場合。
- ④ その他不正行為があった場合。

3 事業の流れ

- ・初めに、「4 応募手続き」の内容に則って応募申請書等を提出していただきます。
- ・応募申請書等を審査し、事業の採択・不採択を決定します。
- ・採択された事業は、助成金の申請手続きを行っていただきます。



4 応募手続き

(1) 応募期限

令和7年4月23日（水）午後5時まで

(2) 提出書類

- 応募申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 所要額調書（様式第3号）
- 応募者の概要（既存のパンフレット等）

(3) 提出方法

応募期限までに、持参、郵送または電子メールにより、「6 担当部署」あて提出してください。

(4) 留意事項

- ① 応募書類の作成、提出に要する経費は応募者の負担とします。
- ② 提出された応募書類は返却いたしません。また、審査に必要な範囲内で複写を行う場合があります。
- ③ 提出後は、応募書類の差替えはできません。
- ④ 応募書類の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに、書面で申し出てください。
- ⑤ 応募は、1事業者につき1件までとします。

5 審査

(1) 審査方法 4 (2) の提出書類に基づき、次の視点で総合的に評価します。

(2) 審査の視点

趣旨・目的	本応募要項の目的を踏まえた内容となっているか。
実施体制	事業を確実に実施できる体制となっているか。
事業効果	関係人口・交流人口の創出に寄与することが期待できる具体的な内容となっているか。
継続性・自立性	翌年度以降（助成終了後）も、独自に事業を継続することが期待できるか。
積算	事業費の積算や内容が明確で、事業に必要な経費を適切に計上しているか。

(3) 審査結果

応募者に対して、採択・不採択を文書で通知します。

6 担当部署

山形県さくらんぼ&フルーツPR協議会事務局

(山形県農林水産部園芸大国推進課やまがたフルーツ150周年推進室内)

住所：〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号

電話：023-630-2414 FAX：023-630-2591

メールアドレス：yengei@pref.yamagata.jp